

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
<http://kasugaiminsyo.st1.jp>



持続化給付金・家賃支援給付金等の扱いに注意を!

民商は課税対象とすることには反対ですが、売上に含める必要があります



国が世帯全員に一律10万円を支給した「特別定額給付金」については、収入に加えませんので注意が必要です。上し、消費税の課税は「対象外」としてください。

「特別定額給付金」は収入に加えられない。民商はこれらの助成金を課税対象とすることには反対です。しかし、課税対象(消費税は不課税)となるので、確定申告で売上に含める必要があることになっていきます。「雑収入」で計上し、消費税の課税は「対象外」としてください。

必要があります
コロナ関連の給付金は売上に含める

昨年は新型コロナの影響により持続化給付金や家賃支援給付金などの助成金を申請した会員が多数みえました。また、愛知県や春日井市が実施した飲食・小売・美容などへの助成金や、雇用調整助成金を申請した会員も多数います。今年の確定申告で、これらの助成金の扱いはどうしたらよいかの問い合わせが増えていきます。

また、持続化給付金の申請をした方で、令和元年分の所得を事業所得でなく給与所得・雑所得で申請していた人は、一時所得で申請します。詳しくは春日井民商までお問合せください。
支給決定日が今年に入ってからの方は来年の申告で
持続化給付金・家賃支援給付金を申請した人で、支給決定日が今年になつてからの人は、来年の確定申告の計算に含める必要があります。
飲食業の方で、休業協力金の申請をしている人も、入金は今になってからなので、来年の確定申告で忘れずに申告するようにしましょう。

申告相談会の日程(完全予約制)

すべて民商事務所で開催します。
平日夜は4名、土日は6名までです。

※予約のない場合は参加をお断りすることがあります。

<東支部>

2月28日	日	13~16時	事務所
3月1日	月	18~20時	事務所
3月6日	土	18~20時	事務所

<西支部>

2月28日	日	10~12時	事務所	<満員>
3月1日	月	18~20時	事務所	
3月7日	日	13~16時	事務所	※3名まで
3月7日	日	18~20時	事務所	<満員>

<南支部>

3月3日	日	19時	ふあんふあ(南花長)
3月7日	月	10~12時	事務所

<北支部>

3月4日	木	18~20時	事務所	
3月7日	日	13~16時	事務所	※3名まで
3月7日	日	18~20時	事務所	※3名まで

<全支部共通> 空いているのでねらい目です♪

2月27日	土	10~12時	事務所	
2月27日	土	13~16時	事務所	<満員>

愛知県感染防止対策協力金

1月12日~2月7日実施分の申請メ切は、**3月12日(金)です** (当日消印有効)

休業要請による愛知県からの協力金を受け取るには、期間に分けての申請が必要になります。また、緊急事態宣言の前と後で、短縮を求められる業種や営業時間に変化があります。要請にこたえて営業自粛を行っているが、申請の手順がわからないという人は、春日井民商にご相談ください。

パソコン入力会開催中!(完全予約制)

3月11日までの毎週火・木曜日 事務所2F
午前:10時~12時 午後:14時~16時